

滿が時に及びて異朝に臣と稱する事は、日本の恥なりと申すべきか、其後また明の神宗の時、豊臣秀吉を以て、日本國王に封せられしを、我もとより日本國王たり、異朝の封を受べきにあらずとて、其使をおし返さる。此時に東照宮をも、右都督に拜せられて、冠服迄をもつかはされき。秀吉の其封爵をしりぞけ給ひし事は、誠に日本の面おこしかと申すべし。

〔臥雲日件錄〕文安五年八月十九日、最一檢校來留而宿焉。○中予又問鹿苑院殿義満足利於此移宅之事、曰、中懾法堂東有紫宸殿、今爲南禪院者是也。紫宸殿東有公卿間、又謂之天上間、今爲建仁方丈者是也。

## 寵

寵ハ、邦語ニメグム、ウツクシムナド云ヘリ、父母ノ其子女ヲ寵愛シ、君主ノ其臣妾ヲ嬖幸スルガ如キヲ謂フナリ、而シテ父母ノ其子女ヲ寵愛スル事ノ如キハ、既ニ慈篇ニ載セタレバ、宜シク就キテ看ルベシ。

〔類聚名義抄七〕寵寵寵乃壘反ウタノシフ

〔伊呂波字類抄知音字〕寵辱

〔下學集下字〕寵愛

〔書言字考節用集九〕乘寵

〔言辭〕乘寵指南、插勢用事、寵遇也、又尊榮也、恩寵幸

〔日本書紀神武〕戊午年十有二月、天皇素聞饒速日命是自天降者、而今果立忠効、則褒而寵之、

二月乙巳、天皇定功行賞、賜道臣命宅地、居于築坂邑、以寵異之、

〔日本書紀景行〕十二年十二月丁酉、議討熊襲、○中天皇則通市乾鹿文而陽寵、○下

〔日本書紀成務〕三年正月己卯、以武内宿禰爲大臣也、初天皇與武内宿禰同日生之、故有異寵焉、